

令和8年度

水質検査計画

竜王町水道事業  
(令和8年3月策定)

## 1 基本計画

本計画は、水道法に基づく水質基準を満たしていることを確認し、町民の皆さまに「安全で安心して飲んでいただける水道水」を安定的に供給することを目的として、水質検査計画を策定し検査項目や回数、採水場所などを定めるものです。

## 2 水道事業の概要

当町の水道事業は、住民の生活水準等の向上による水需要に対し、全町を対象に上水道事業として昭和 57 年 7 月から下記の計画のもと、給水を行っています。

### (1) 給水計画

給水区域	竜王町全域
計画給水人口	14,250 人
計画給水量	一日最大給水量 8,600 m <sup>3</sup>
	一日平均給水量 6,400 m <sup>3</sup>

### (2) 水源別給水区域（全町）

県水配水池給水区域（自治区名）

山中・岡屋・小口・松が丘・薬師・七里・山面・美松台・鏡・松陽台・西横関・西川・弓削・川上・信濃・庄・林・川守・岩井・東出・西出・新村・西山・田中・綾戸・島・加与丁・橋本・須恵・鶴川・希望が丘・さくら団地

## 3 水源の状況

### 県水受水

滋賀県企業庁から購入しています県水については、琵琶湖を水源として、近江八幡市長命寺沖から取水されていますことから、安定的な水量を有するものの降雨等により濁度の上昇または夏期等に繁殖する藻類によって、かび臭、生ぐさ臭を発生することがあります。また、県水につきましては、同庁の馬淵浄水場で浄化された水を給水しており、上記の臭気につきましては、活性炭の注入等により軽減に努められています。

※ 竜王町については、全量を滋賀県企業庁より受水しています。よって竜王町では原水の水質検査については「水道用水供給事業から受水する水道事業の原水検査の特例」扱いとして行っていません。

※ 滋賀県企業庁も水質検査計画を策定し実施されています。この検査結果については滋賀県企業庁のホームページにて公表されています。

滋賀県企業庁ホームページ (<https://www.pref.shiga.lg.jp/kigyou/>)

#### 4 採水地点、検査項目および検査頻度

##### (1) 採水場所

浄水全項目検査、浄水必要項目検査および浄水毎月検査につきましては、橋本地先竜王町学校給食センターにおいて採水しています。

浄水毎日検査につきましては、松陽台地先および美松台地先において採水しています。

##### (2) 検査項目および検査頻度

水道法第4条第2項の規定に基づく水道により給水される水の水質基準（平成15年厚生労働省令第101号）に定められた水質基準に適合し、安全であることを証明するため次の検査を実施します。

###### ① 基準項目

浄水全項目検査	52項目について年1回
浄水必要項目検査	毎月検査以外の項目について年4回…法定および過去の検査結果を踏まえ15項目について行います。
浄水毎月検査	毎月の検査が必要な9項目については毎月検査を行います。また、かび臭項目であるジェオスミンおよび2-メチルイソボルネオールの2項目については、検査の必要な暖かい時期についてのみ行います。また、全項目検査として行う月については、この検査をこれに兼ねます。
浄水毎日検査	色、濁りおよび残留塩素について行います。

###### ② その他検査

上記の検査以外に必要なに応じてその都度行います。

#### 5 水質検査実施方法

水道法第20条の規定に基づき登録水質検査機関に委託し行います。なお、採水については、町職員が行い、検査委託機関に搬入します。また、毎日検査については、町職員または別途委託した受託者において行います。

#### 6 水質検査結果の公表

水質検査結果については、当ホームページにおいて、公表します。また、過去5年間の水質検査結果については、町上下水道課において保存しています。

7 水質検査の精度と信頼性保証

委託検査については国の登録機関であることを証明する書類と、精度管理を行った評価試験結果の写しの提出を求めます。

8 関係者との連携

水道水が原因で水質事故が発生した場合、滋賀県生活衛生課、滋賀県企業庁、東近江健康福祉事務所等と連携し、水質検査等の対応をします。

竜王町水道事業水質検査計画

令和8年3月現在

項目	名称	基準値	単位	浄水検査			浄水検査回数説明
				全項目	必要項目	毎月	
1	一般細菌	100	個/mL	年1回	-	年11回	法基準回数年12回実施
2	大腸菌	検出されないこと	-				
3	カドミウム及びその化合物	0.003	mg/L				
4	水銀及びその化合物	0.0005	mg/L				
5	セレン及びその化合物	0.01	mg/L				
6	鉛およびその化合物	0.01	mg/L				
7	ヒ素及びその化合物	0.01	mg/L				
8	六価クロム化合物	0.02	mg/L				
9	亜硝酸態窒素	0.04	mg/L				
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	mg/L				
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	mg/L				
12	フッ素及びその化合物	0.8	mg/L				
13	ホウ素及びその化合物	1	mg/L				
14	四塩化炭素	0.002	mg/L				
15	1,4-ジオキサン	0.05	mg/L				
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	mg/L				
17	ジクロロメタン	0.02	mg/L				
18	テトラクロロエチレン	0.01	mg/L				
19	トリクロロエチレン	0.01	mg/L				
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005	mg/L				
21	ベンゼン	0.01	mg/L				
22	塩素酸	0.6	mg/L				
23	クロロ酢酸	0.02	mg/L				
24	クロロホルム	0.06	mg/L				
25	ジクロロ酢酸	0.03	mg/L				
26	ジブromクロロメタン	0.1	mg/L				
27	臭素酸	0.01	mg/L				
28	総トリハロメタン	0.1	mg/L				
29	トリクロロ酢酸	0.03	mg/L				
30	ブromジクロロメタン	0.03	mg/L				
31	ブromホルム	0.09	mg/L				
32	ホルムアルデヒド	0.08	mg/L				
33	亜鉛及びその化合物	1	mg/L				
34	アルミニウム及びその化合物	0.2	mg/L				
35	鉄及びその化合物	0.3	mg/L				
36	銅及びその化合物	1	mg/L				
37	ナトリウム及びその化合物	200	mg/L				
38	マンガン及びその化合物	0.05	mg/L				
39	塩化物イオン	200	mg/L				
40	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300	mg/L				
41	蒸発残留物	500	mg/L				
42	陰イオン界面活性剤	0.2	mg/L				
43	ジエオスミン	0.00001	mg/L				
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001	mg/L				
45	非イオン界面活性剤	0.02	mg/L				
46	フェノール類	0.005	mg/L				
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	mg/L				
48	P値	5.8以上8.6以下	-				
49	味	異常でないこと	-				
50	臭	異常でないこと	-				
51	色	5	度				
52	濁	2	度				

毎日検査

No.	検査項目	評価	回数
1	色及び濁り		年365回
2	消毒の残留効果	0.1mg/L	年365回

・県水受水100パーセントため原水検査はありません。